

第10部 世界記録と日本記録

第260条 世界記録

世界記録

総則

1. 世界記録は、競技会が行われた国または地域を統括する加盟団体によって事前に正しく定められ公表され、承認された正式の競技会で樹立されたもので、かつ IAAF 競技規則に基づいて実施されたものでなければならない。個人種目では3人以上、リレー種目では2チーム以上が、その種目に誠意をもって参加した者でなければならない。第147条の条件下で行われたフィールド種目を除いて、競技者の記録は男女混合の競技で樹立されたものは承認されない。
2. IAAF が承認する世界記録の種類は以下のとおりである。
 - (a) 世界記録
 - (b) U20 世界記録
 - (c) 室内世界記録
 - (d) U20 室内世界記録

[注意]

- i 本規則において「世界記録」という場合、別途記載がない限り、本条に規定する全種類の記録を指す。
 - ii 第260条2(a)の世界記録は、第260条12または第260条13に規定する条件を満たす競技場で承認された最も優れた記録とする。
3. 世界記録を樹立した競技者（リレー種目の場合はチームのメンバー）は以下の条件を満たさなければならない。
 - (a) 本規則上、競技する資格を有していること。
 - (b) IAAF の加盟国の管轄下の居住者であること。
 - (c) 第260条2(b)または(d)に基づいて提出される記録の場合は、該当する競技者の生年月日が事前に IAAF によって確認されている場合を除き、パスポート、出生証明書、または類似の書類によって生年月日が確認され、その写しが申請書に添付できない場合は、競技者の加盟団体より遅滞なく IAAF に提出さ

れること。

- (d) リレー種目の場合は、チームのメンバー全員が第5条1に基づき単一の加盟国を代表する資格を有していること。個別のIAAF加盟団体として承認されていない植民地は、本条の解釈上、宗主国の一部と見なされるものとする。
- (e) 競技種目終了後、本規則およびIAAFドーピング防止規則に基づいて実施されるドーピング検査に検体を提出すること。提出された検体はWADA認定分析機関に送られ、分析される。IAAFに送り返された分析結果は記録公認手続きのためにIAAFが提出を求めるその他の情報に加えられる。検査の結果、ドーピング規定に違反していたことが判明した場合、またはドーピング検査が実施されなかった場合、記録は公認しない。

〔注意〕

- i リレーの世界記録の場合は、チームのメンバー全員が検査を受けなければならない。
- ii 世界記録を達成するしばらく前にその時点で禁止されていた物質もしくは技巧を利用したことを競技者が認めた場合、医事・ドーピング防止コミッションの勧告に従い、その記録は以降、IAAFによって世界記録と見なされなくなる。
4. 既存の世界記録と同等もしくはそれを上回る記録が出た場合、その競技が行われた国の加盟団体は遅滞することなく記録認定のためにIAAFが義務付けるすべての資料をそろえなければならない。IAAFによって公認されない限り、いかなる記録も世界記録とはみなされない。当該加盟団体はIAAFに記録を提出する意志を、ただちに連絡すべきである。

〔国内〕 国内で世界記録がつくられた時には、当該加盟団体は本連盟に成績を速やかに連絡し、記録を確認するために必要な資料を揃え、本連盟に送付する。本連盟はIAAF競技規則に基づき処理する。

5. 記録がIAAFにより受理されるには、その種目の既存の世界記録よりもよいか、同じでなければならない。もし記録が等しいならば、その記録は従前の記録と同等の位置づけとして扱われる。
6. IAAFへの公式申請書は30日以内に記入し、IAAF事務局に送

付されなければならない。

〔注意〕 申請用紙は IAAF 事務局で請求次第入手できる。また、IAAF のウェブサイトからダウンロードすることもできる。

7. 世界記録が樹立された国の加盟団体は公式申請書に以下のものを添付しなければならない。
 - (a) 競技会のプログラム（もしくは電子データ）
 - (b) 当該競技に関するすべての結果（本条の規定に基づいて提出が必要な情報も含む）
 - (c) 写真判定システムが使われたトラック種目の世界記録の場合は、フィニッシュの判定写真とゼロコントロールテストの写真
 - (d) 本条の規定に基づいて提出が求められるその他の情報（かかる情報を加盟団体が持っている場合または持っているべきである場合）
8. 記録は、予選または準決勝、走高跳・棒高跳における同成績を解決するための追加試技、第125条7、第146条4(b)に従い結果的に無効とされた競技もしくはその一部であっても、または競技者が最後まで全競技を行ったかどうかにかかわらず、混成競技の個々の種目で作られたものでも申請することができる。
9. IAAF 会長と事務総長の両者の合意により、世界記録として有効になる。もし両者が、記録の承認にあたりなんらかの疑義を抱いた場合は、カウンシルに決定を付託する。
10. 世界記録が公認されたら、IAAF は競技者の所属する加盟団体、記録を申請した加盟団体、および当該地域陸連に通知する。
 - (a) 当該競技者の加盟団体、世界記録の申請を行った加盟団体、当該地域の地域陸協に通知する。
 - (b) IAAF は世界記録保持者に対して公式世界記録盾を授与する。
 - (c) 新たな世界記録が承認されるたびに世界記録認定リストを更新する。このリストに記載された記録は、リスト公表日以降、IAAF によって、本規則第261条、第262条、第263条、第264条に記載される各承認種目で競技者またはチームが達成し、承認された最も優れた記録とみなされる。

- (d) 毎年1月1日現在の世界記録認定リストを正式に（加盟団体向け回覧をもって）公表する。
11. もし記録が承認されない場合、IAAFはその理由を明らかにする。

細 則

12. 道路競走を除いて、
- (a) 記録はIAAFに承認された競技施設または本規則第140条〔国際〕もしくは該当する場合は第149条2に適合する競技場所で達成されたものでなければならない。
- (b) 200m以上（200mを含む）のレースの記録は、1周が402.3m（440ヤード）を超えないトラックで作られ、またその競走が、曲走路のいずれかの部分からスタートした場合のみ公認される。この1周の長さに関する制限は、普通400mトラックの外側に水濠がおかれる障害物レースには適用されない。
- (c) 周回トラックで行われた種目の記録は、レーンの距離計測部分の半径が50mを超えないトラックで達成されたものでなければならない。ただし、曲走路が2つの円弧のうち大きい方が180度の回転のうち60度を超えない場合を除く。
- (d) 屋外で行われるトラック種目は、第160条に適合するトラックで行われた場合のみが認められる。
13. 室内世界記録
- (a) 室内世界記録は第211条、第212条、第213条に適合したIAAF認可の競技施設あるいは競技場所でつくられたものでなければならない。
- (b) 200m以上のレースでは、周回トラック走路は1周201.2m（220ヤード）を超えてはならない。
- (c) 長距離走では、距離が規程の誤差以内であれば、1周200m以内の通常距離の周回トラックでの室内世界記録樹立が認められる。
- (d) 直走路については第212条に従う。
14. 競走競技と競歩競技の世界記録
- (a) レースの記録は計時員によって計時されるか、本連盟の承認した写真判定システム（本規則第165条19に従ってゼロコ

ントロールテストを行ったもの)、またはトランスポンダーシステムによって記録されたものでなければならない(第165条24参照)。

- (b) 800m(4×200mリレーおよび4×400mリレーを含む)までの種目の世界記録は、第165条に準拠した写真判定システムによって記録された時間のみが申請できる。
- (c) 200m以下の屋外記録は、第163条8～13に示される方法で測定された風速の報告が必要である。平均秒速2mを超える風力が走る方向へ吹いていたと測定された場合、記録は公認されない。
- (d) 本規則第163条3に違反した場合、記録は公認されない。
- (e) 第261条および第263条のもとで行われる400m(4×200mリレーおよび4×400mリレーを含む)までのすべてのレースの世界記録の公認は、第161条2に準拠したIAAF認可のスタート・インフォメーション・システムに連結したスターティングブロックを使用し、かつ、そのスターティングブロックが適切に機能して反応時間が計測され、競技結果に表示されたものでなければならない。

15. 同一レースにおいて複数の距離で樹立された世界記録

- (a) レースは、ある定められた距離のもとで行われなければならない。
- (b) ある定められた時間内に達した距離を競うレースは、ある一定距離のレースと併存してもよい。(例 1時間走と20,000m参照第164条3)
- (c) 同じ競技者が、同一のレースで別々の記録を申請することはさしつかえない。
- (d) 異なる競技者が同一のレースで複数の記録を申請することはさしつかえない。
- (e) その競技者が定められた距離のレースを完走(歩)しなかった場合、途中までの短い距離で達成した記録は認められない。

16. リレー競走の世界記録

リレー競技で第1走者が達成した記録は世界記録として申請することができない。

17. フィールド競技の世界記録

- (a) 記録は、3名のフィールド競技審判員が検査され承認を得た鋼鉄製の巻尺または高度計を使って、またはその他の科学的計測器を使って計測されたものでなければならない。使用する計測器は第148条の規定に基づき、正確性が確認されたものでなければならない。
- (b) 屋外で実施された走幅跳および三段跳の記録は、第184条10、11、12に示される方法で測定された風速の報告が必要である。競技者の真後ろから、平均秒速2mを超える風が走る方向に吹いていたと測定された場合、世界記録として公認されない。
- (c) 世界記録は、もし樹立された記録が、その時点でそれまでの記録と同じか上回る場合、1競技会で複数の記録が認められる。
- (d) 投てき種目においては、使用された用具は第123条の規定に基づき事前に検査されたものでなければならない。種目競技中に世界記録と同等かそれを上回る記録が達成された場合、審判長は直ちに使用された用具に印をつけ、その用具が本規則の規定に合致しているか、あるいは特性面で何らかの変更がなされていないか確認すべく検査しなければならない。通常、そのような用具は種目終了後に、第123条に基づく検査を再度実施しなければならない。

18. 混成競技の世界記録

個々の種目の記録が承認されるために必要な条件のもとで達成されたものでなければならないが、例外は風力であり、風速を計測する種目においては、平均秒速（個々の種目で計測された風速を合計し、これを種目数で割ったもの）は、2mを超えてはならない。

19. 競歩競技の世界記録

少なくとも3人のIAAFレベルもしくは地域レベルの国際競歩審判員が審判を務め、世界記録認定申請書に署名しなければならない。

20. (a) コースはIAAF/AIMS認定のA級もしくはB級の計測員によって計測されたものでなければならない。かかる計測員は、IAAFの要請に応じて、計測報告書および本条に定めるその他の必要な情報を確実に提供できるようにしなければならない。

- い。
- (b) 周回コースは、できるだけスタートとフィニッシュを競技場内とし、1周は1km以上で2km以下とする。
- (c) 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写しを持ったしかるべき資格を有する役員は、競技者が完歩したコースが正式なコース計測員によって計測され、記録されたとおりのコースであることを確認しなければならない。
- (d) コースは、レース当日のできる限り直前か、あるいはレース後ただちに、できるだけ最初の計測を行った計測員とは異なるA級のIAAF／AIMS自転車計測員が再確認（即ち、再計測）しなければならない。
- 〔注意〕 当初の計測が少なくとも2人のA級計測員、またはA級計測員1人とB級計測員1人によって行われた場合、第260条20(d)の確認（再計測）は必要ない。
- (e) 場外競歩競技においてコースの中間地点までの距離で達成された世界記録は、本規則第260条に規定する条件に合致していなければならない。中間地点までの距離はコース計測時に測られ、マークされていたものでなければならない、第260条20(d)に則った確認がなされなければならない。

21. 道路競走における世界記録

- (a) コースはIAAF/AIMS認定のA級もしくはB級の計測員によって計測されたものでなければならない。かかる計測員は、IAAFの要請に応じて、計測報告書および本条に定めるその他の必要な情報を確実に提供できるようにしなければならない。
- (b) スタートとフィニッシュの2点間の理論上の直線距離は、そのレースの全距離の50%以下とする。
- (c) スタート地点とフィニッシュ地点間全体の標高の減少は1,000分の1km (0.1%)、即ち1kmあたり1mを超えてはならない。
- (d) 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写

しを持ったしかるべき資格を有する役員は、競技中、先導車に乗り込み、競技者が完走したコースが正式なコース計測員によって計測され、記録されたとおりのコースであることを確認しなければならない。

- (e) コースは、レース当日のできる限り直前か、あるいはレース後ただちに、できるだけ最初の計測を行った計測員とは異なる A 級または B 級 IAAF / AIMS 自転車計測員が再確認（つまり再計測）しなければならない。

〔注意〕 もし最初のコース計測が 2 人の A または B 級計測員によって行われた場合は第 260 条 21 (e) に則った確認作業は必要ない。

- (f) レース中の途中距離で達成された道路競走の世界記録は、第 260 条の条件に合致してはならない。その途中距離は、コース計測実施の際に測られ、マークされていたものでなければならず、第 260 条 21 (e) に則った確認がなされなければならない。

- (g) ロードリレーは、各区間を 5 km、10 km、5 km、10 km、5 km、7.195 km とする。各区間の距離は、各区間とも誤差 ± 1 % 以内とし、コース計測実施の際に計られ、マークされていなければならず、第 260 条 21 (e) に則った確認がなされなければならない。

〔注意〕 各国陸連および地域陸連は、国内またはエリア新記録を公認する際には上記で示されたのと同様な規則によることを推奨する。

第 261 条 世界記録が公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

トランスポンダー計時 (T.T.)

男子 (47 種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100m 200m 400m 800m

110m ハードル 400m ハードル

4×100mリレー 4×200mリレー 4×400mリレー
十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m
5,000m 10,000m 20,000m 1時間 25,000m
30,000m 3,000m障害物
4×800mリレー ディスタンスメドレーリレー
4×1,500mリレー
競歩(トラック) 20,000m 30,000m 50,000m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

道路競走： 10km 15km 20km ハーフマラソン
25km 30km マラソン 100km
ロードリレー(マラソンの距離のみ)

競歩(道路)： 20km 50km

跳躍種目： 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目： 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

女子(47種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100m 200m 400m 800m
100mハードル 400mハードル
4×100mリレー 4×200mリレー 4×400mリレー
七種競技 十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m
5,000m 10,000m 20,000m 1時間 25,000m
30,000m 3,000m障害物
4×800mリレー ディスタンスメドレーリレー
4×1,500mリレー
競歩(トラック) 10,000m 20,000m 50,000m*

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

道路競走： 10km 15km 20km ハーフマラソン 25km
30km マラソン 100km
ロードリレー(マラソンの距離のみ)

競歩（道路）： 20km 50km

〔注意〕 i 競歩競技を除く女子の道路競走については、IAAFは男女混合レース（男女混合）で達成された世界記録と女子レース（女子単独）で達成された世界記録という2つの世界記録を公認するものとする。

ii 女子単独の道路競走は、男女異なるスタート時間を設けることで実施できる。その際、特にコースが同じ箇所を複数回通過するように設定されている場合は、助力、ペース調整、妨害の可能性を防ぐべく適切な時間差が設定されるべきである。

* 記録の初回認定は2015年12月31日とする。

〔注釈〕 IAAFは男女別に時間差を置いてスタートするレースは「女子単独」に含めている。

跳躍種目： 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目： 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

第262条 U20世界記録が公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

トランスポンダー計時 (T.T.)

U20男子 (26種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100m 200m 400m 800m
110mハードル 400mハードル
4×100mリレー 4×400mリレー
十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m
5,000m 10,000m 3,000m障害物
競歩（トラック）：10,000m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

競歩（道路）：10km

跳躍種目： 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目： 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

U20女子 (27種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100m 200m 400m 800m
100mハードル 400mハードル
4×100mリレー 4×400mリレー
七種競技 十種競技(※7300点を超える場合のみ公認)

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m
10,000m 3,000m障害物

競歩(トラック)： 10,000m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

競歩(道路)： 10km

跳躍種目： 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目： 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

第263条 室内世界記録として公認される種目

全自動写真判定(F.A.T.)

手動計時(H.T.)

男子(22種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 50m 60m 200m 400m 800m
50mハードル 60mハードル
4×200mリレー 4×400mリレー
七種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m
5,000m競歩 4×800mリレー

跳躍種目： 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目： 砲丸投

女子(22種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 50m 60m 200m 400m 800m
50mハードル 60mハードル
4×800mリレー

五種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m

3,000m競歩

跳躍種目：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目：砲丸投

第264条 U20室内世界記録が公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

男子 (16種目)

競走・混成競技

写真判定のみ： 60m 200m 400m 800m 60mハードル

七種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m

跳躍種目：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目：砲丸投

女子 (16種目)

競走・混成競技

写真判定のみ： 60m 200m 400m 800m 60mハードル

五種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m

跳躍種目：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目：砲丸投

〔国内〕 第265条 日本記録と公認記録

日本記録

1. 日本記録がつくられた時には、競技会を統括する加盟団体は本連盟に成績を速やかに連絡し、記録を確認するために必要な資料を揃え送付しなければならない。

日本記録は、(a)日本記録、(b)U20日本記録、(c)室内日本記録、

(d) U20室内日本記録とする。このうち、(a)日本記録と(b) U20日本記録は本条日本記録の公認要件を満たしていなければならない。また、(c)室内日本記録、(d) U20室内日本記録は、第260条世界記録13室内世界記録の公認要件に準じる。

〔参照 第261条 第262条 第263条 第264条〕

2. 前項の確認とともに加盟団体は、本連盟所定のそれぞれの新記録申請書に次項の必要事項を記載し、それを30日以内に本連盟に送付する。
3. 競技会の開催を統括する加盟団体が、それらの新記録申請書を作成する時には、その競技会の審判長、関係審判員および記録・情報処理員が確認したつぎの事項を記載する。

記載事項

- (1) 当該種目
- (2) 達成記録
- (3) 風力（追風が問題となる各試技の実施時）
- (4) 競技者名と所属名
- (5) 競技会の行われた日時
- (6) 競技会の開かれた場所
- (7) 競技会名
- (8) 本連盟の規則が正確に適用されたことの確認（総務と当該審判長の署名）

添付書類

- (1) 印刷した大会プログラム
- (2) 当該種目の全記録
- (3) トラック競技で写真判定が行われた場合は、その記録の判定写真およびゼロ・コントロールテストの写真
- (4) フィールド競技では全記録用紙

申請に用いる成績表は、コンピューターで記録処理を行った競技会にあっては、コンピューターシステムに直結した印刷装置で出力した記録表もしくは、その記録表をもとにして製版印刷された記録表を使用することができる。

また、電子データによる申請も、所定の要件を満たす場合は使用することができる。

4. 日本記録公認の要件は、つぎの通りとする。
- (1) 記録は公認競技場、公認長距離競走路・競歩路でつくられたものでなければならない。また表面が木製であってはならない。
公認競技場については、「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」を参照のこと。
 - (2) 記録は、競技会が行われた地域を統括する本連盟加盟団体によって事前に正しく定められ、公表され、承認された正式の競技会で樹立されたものでなければならない。
競技会のプログラムの中には、その競技種目に参加する競技者の氏名が印刷されていなければならない。
 - (3) 記録は、その種目における公認された日本記録よりもよいか、あるいはそれと同じものでなければならない。
 - (4) 記録は、予選または準決勝、同着あるいは同記録を解決するための再レースあるいは追加試技、または混成競技でつくられたものでもさしつかえない。
 - (5) 日本記録（オリンピック種目のみとし、U20・室内は含まない）を樹立した競技者は、ドーピング検査を受けなければならない。海外の競技会において日本記録を樹立した場合、競技後にドーピング検査が実施されなかった場合には、日本に帰国後速やかに、ドーピング検査を受けなければならない。その検査結果がドーピング防止規則違反ならば、あるいはその検査が実施されていない場合は、本連盟は日本記録として公認しない。
 - (6) 競歩競技の日本記録
少なくとも一人の JRWJ（日本陸連競歩審判員）は競歩審判員として競技中歩型の判定を行い、日本記録申請書に署名しなければならない。
 - (7) 外国における競技会で、日本記録がつくられた時は、新記録申請書とそれを確認できる記録証明書及び必要資料を30日以内に提出する。
5. 記録公認の競技場および競技会の条件は、第260条世界記録の項14(a)(b)(c)(d)、15、16、17、18、21(b)(c)(f)(g)を適用する。

6. 本連盟は、日本記録を公認する。申請した記録を認めない時は、理由を付して、その加盟団体に文書をもって通知する。これらの公式記録の表は毎年12月末日に改訂して公表し、その写しは各加盟団体に送付する。本連盟は、日本記録の表を毎年1月末日までにIAAF事務局に送付する。

新しい種目が加わった時、および記録の扱い方が変更になった場合には、その年に出されたもっともよい記録を日本記録として扱う。

7. 日本記録の表は本連盟事務局で保管する。IAAFに提出した世界記録承認願の写しもまた同じである。各加盟団体は、その都道府県の最高公認記録の表を保管しなければならない。その表の写しは、毎年11月末日までに本連盟事務局に送付しなければならない。

日本記録として公認される種目は、本条10、11、12、13に規定する。

記録公認については、各加盟団体は本連盟規則を採用する。

公認記録

8. 加盟団体は、主催、共催あるいは所管した競技会の成績表(予選・準決勝・決勝記録表、走幅跳・三段跳記録表、混成競技記録表等)各1部を競技会終了後30日以内に本連盟に送付しなければならない。

成績表に報告された以外の記録は、いかなる場合も公認記録の対象とはならない。

報告はつぎのようになされる。

- (1) 追風が記録の公認に影響する種目については、決勝記録表、予選記録表の左の欄に風向あるいは、追風の区別および風速を必ず記入する。
- (2) プログラム1部を添える。特に競技者氏名あるいは所属の訂正のある場合は注意する。

「登録会員規程」によって登録されていない競技者の記録、または本連盟が定める要件を満たさない競技会の記録は、いかなる場合も対象とはならない。

申請に用いる記録表は、コンピューターで記録処理を行った競

技会にあっては、コンピューターに直結した印刷装置で出力された記録表をもって代えることができる。

データによる申請について、申請に用いる成績表の要件を満たしていれば、システムを用いて行うことができる。

主催者は、公式の成績とその資料を少なくともその年度内保管しなければならない。

9. 外国における競技会で、つくられた記録は、それを確認できる記録証明書等添付して記録公認申請する。

10. 日本記録が公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

トランスポンダー計時 (T.T.)

男子 (55種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ(1)： 100m 200m 300m 400m 800m
110mハードル 400mハードル
4×100mリレー 4×200mリレー 4×400mリレー
十種競技

写真判定あるいは手動計時(2)：
1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m
5,000m 10,000m 15,000m 20,000m 1時間
25,000m 30,000m 3,000m障害物
4×800mリレー 4×1,500mリレー

競歩(トラック)： 5,000m 10,000m 20,000m 30,000m 50,000m
2時間

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時(3)：

道路競走： 10km 15km 10マイル 20km
ハーフマラソン 25km 30km マラソン
100km ロードリレー(マラソンの距離のみ)

競歩(道路)： 10km 15km 20km 30km 50km

跳躍種目(4)： 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目(4)： 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

女子 (50種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ(2)： 60m 100m 200m 400m 800m
 100mハードル 400mハードル
 4×100mリレー 4×200mリレー 4×400mリレー
 七種競技 十種競技

写真判定あるいは手動計時(7)：

1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m
 5,000m 10,000m 20,000m 1時間
 25,000m 30,000m 3,000m障害物
 4×800mリレー 4×1,500mリレー
 競歩(トラック) 5,000m 10,000m 20,000m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時(3)：

道路競走： 10km 15km 20km ハーフマラソン 25km
 30km マラソン 100km
 ロードリレー(マラソンの距離のみ)
 競歩(道路)：5km 10km 15km 20km

[注意] 競歩競技を除く女子道路競走について、男女混合レースで樹立された日本記録と女子単独レース(男女別時間差スタートを含む)で樹立された日本記録に分けて二つの日本記録を公認する。

跳躍種目(4)： 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目(4)： 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

11. U20日本記録が公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

トランスポンダー計時 (T.T.)

U20男子(27種目)**競走・混成競技・競歩種目**

写真判定のみ(9)： 100m 200m 400m 800m
 110mハードル 400mハードル
 4×100mリレー 4×400mリレー
 十種競技

写真判定あるいは手動計時(9)：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m
5,000m 10,000m 2,000m障害物
3,000m障害物
競歩(トラック): 10,000m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時(1):

競歩(道路): 10km

跳躍種目(4): 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目(4): 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

U20女子(28種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ(10): 100m 200m 400m 800m

100mハードル 400mハードル

4×100mリレー 4×400mリレー

七種競技 十種競技(※7300点を超える場合のみ公認)

写真判定あるいは手動計時(9):

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m

10,000m 3,000m障害物

競歩(トラック): 5,000m 10,000m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時(1):

競歩(道路): 10km

跳躍種目(4): 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目(4): 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

12. 室内日本記録として公認される種目

全自動写真判定(F.A.T.)

手動計時(H.T.)

男子(22種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ(10): 50m 60m 200m 400m 800m

50mハードル 60mハードル

4×200mリレー 4×400mリレー

七種競技

写真判定あるいは手動計時(7):

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m
5,000m競歩 4×800mリレー

跳躍種目(4)：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目(1)：砲丸投

女子(22種目)

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ(9)： 50m 60m 200m 400m 800m
50mハードル 60mハードル
4×800mリレー
五種競技

写真判定あるいは手動計時(6)：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m
3,000m競歩

跳躍種目(4)：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目(1)：砲丸投

13. U20室内日本記録が公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

U20男子(16種目)

競走・混成競技

写真判定のみ(6)： 60m 200m 400m 800m 60mハードル
七種競技

写真判定あるいは手動計時(5)：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m

跳躍種目(4)：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目(1)：砲丸投

U20女子(16種目)

競走・混成競技

写真判定のみ(6)： 60m 200m 400m 800m 60mハードル
五種競技

写真判定あるいは手動計時(5)：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m

跳躍種目(4) : 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき種目(1) : 砲丸投

付 則

技術的規則に用いるメートルからヤード、フィートおよびインチへの変換基準は、

1m = 1.093614 ヤード (3.280842 フィート、または39.370 インチ)

1 マイル = 1,609 メートル

重さについては

1 kg = 2.204622 ポンドである。

